処分の発令について

◎件名

令和４年４月８日公金の誤振込み事件に係る処分

◎内容

・町長　　給料の 100 分の 50 減給　３ヶ月
　　※行政の長としての管理監督責任

・副町長　　給料の 100 分の 40 減給　３ヶ月
　　※副町長としての管理監督責任

【懲戒処分】１人

・会計管理者（出納室長）
　給料の 10 分の１減給　３ヶ月
　　※業務上の過失及び職責に対する責任

【訓告処分】２人

・課長　　※担当課長としての管理監督責任

・課長補佐　　※業務上の注意を怠ったことに対する責任

【厳重注意】２人

・課長補佐　　※業務引継上の齟齬に対する責任

◎処分日

令和４年６月 17 日